

## 工事現場等における施工体制の点検要領

(趣旨)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）（以下「適正化指針」という。）に基づき、本市が発注した請負工事における工事現場等の適正な施工体制の確保に資するため、施工体制の点検に必要な事項を定めるものとする。

(点検対象工事)

第2 本市が発注した請負工事の全てを点検対象工事とする。

なお、次の各号に該当する工事については、重点対象工事として、点検の頻度を高めて実施するものとする。

- (1) 一次下請業者のうち1社で元請金額の過半を占めている工事
- (2) 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある工事
- (3) 低入札価格契約工事（鎌倉市低入札価格調査制度運用取扱基準に規定する低入札価格調査の基準額を下回る額で契約を締結した工事）
- (4) 工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が下請にある工事
- (5) その他技術者の資格等の施工体制に疑義があると認められる工事

(点検の基本)

第3 点検は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ各号に定めるところにより行う。

(1) 点検事項

工事現場等における適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

(2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

ア 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第8条第9号、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）、第13号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号若しくは第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

イ 適正化法第15条の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

(3) 工事成績への反映

工事現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点

があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映するものとする。

(工事現場等における施工体制の点検)

第4 工事現場等における施工体制の点検は、次のとおりとする。

なお、この点検により、不適切な点があった場合には、必要な措置を講じるものとする。

(1) 主任（監理）技術者資格等の確認

工事着手届等により届出された主任技術者については資格者証等、監理技術者については監理技術者証の提示を求め、その者が適切な資格を有し、受注者である建設業者に所属する者であることを確認する。

また、工事現場に配置されている技術者が、施工計画書等に記載されている技術者と同一人物であることを確認する。

(2) 工事現場の常駐状況等の点検

工事着手届等により届出された現場代理人の工事現場での常駐状況及び現場での主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任状況について、適切な頻度で点検する。

(3) CORINS登録（工事カルテ）の点検

工事実績情報システムによる受注登録を契約後10日以内に適正な内容で行っているか点検する。

また、登録内容に変更が生じた場合について適切な時期、内容で行っているか点検する。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請負契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検する。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検する。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検する。

(7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識（元請負人の建設業者）が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを点検する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に契約を締結する請負工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年（2022 年）8 月 17 日から施行する。